# 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付 貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 会長 様

下記のとおり貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付を受けるにあたっては、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付実施要綱を厳守します。

記

<b>学 仕 種 則</b>	保育料の	※貸付番号及び貸付開始年月(記入不要)										
算付種別 	一部貸付	.						令和	年		月	
ふりがな								携帯電	『話番号			
氏 名 (自署によること)					/(字EI	D)			-			
生年月日	昭和	]•3	平成	年	月		日生	(	歳)			
住 所	郵便番号(	_	)	固定	定電話番	号(	_	-	_	)		
(自署によること)	(アパート名)						(部屋	番号) — <del>———</del>				
	名 称		人名 業所名									
	住 所			_	)							
┃ ┃ 勤 務 先		<u> </u>	電話番号( )									
主力 1力 フロ	勤務開始日		令和	年	月		日か	ら				
	勤務時間	(	時	分~	時		分まで ※週 20			勤務)		
	※週 20 時間以上の勤務であること ※いずれかに <b>√</b> をいれてください。 雇用の状況											
対象施設・事業 ※該当番号に〇を してください。	3. 認定こど: 4. 幼保連携3 5. 4以外の	1. 保育所7. 小規模保育事業2. 預かり保育を常時実施する幼稚園8. 居宅訪問型保育事業3. 認定こども園へ移行予定の幼稚園9. 事業内保育所4. 幼保連携型認定こども園10. 病児保育事業(届出を行ったもの)5. 4以外の認定こども園11. 一時預かり事業(届出を行ったもの)6. 家庭的保育事業12. 企業主導型保育事業										
	氏 名	Ī	生年月	月日	年齢		預け	<del>-</del> 先	預	け日	_	
十二十二日の			月	年 日						月	年 日	
未就学児の 状 況		ĺ	月	年 日					j	月	年 日	
	1ヶ月あたり	ノの伊	上 【育料合計	(  月	~ 月	<b>]</b> )		円	]			
	1ヶ月あたり	1ヶ月あたりの保育料合計( 月~ 月) 円										
	※貸付期間中に保育料が無償になり月額の合計が変わる場合は2段に分けて御記入ください。											

申請			貸付期間			① 月数	② 月額保育料	③貸付月額 (②÷2)	④貸付希望額 (①×③)		
金額内訳	令和	年	月 ~ 令和	年	月	月	田	円	円		

- ※貸付期間の開始期間は、申請者の雇用(復職)開始月からとします。
- ※②月額保育料は、<u>勤務開始月の保育料</u>を基準とします。お子さんが2人の場合は合計を記入してください。
- ※③貸付月額は千円未満切捨。合計 27,000 円以内
- ※貸付期間中にお子さんが3歳児クラスに上がる場合は、その期間は対象となりません。

以下のとおり、計算してください。

#### 〈3歳児クラスに上がるお子さん1人のみの場合〉

A 月額保育料を2で割り(千円未満切捨)、「貸付開始月から年度末3月までの月数」をかけてください。

## 〈お子さんが2人で、上のお子さんが3歳児クラスに上がる場合〉

下記 AとBを足してください。(=④貸付希望額)

- A 上のお子さんと下のお子さんの月額保育料の合計を2で割り(千円未満切捨)、 「貸付開始月から年度末3月までの月数」をかけてください。
- B 次年度も保育料が発生する下のお子さんの月額保育料のみを2で割り(千円未満切捨)、 「次年度4月から貸付終了月までの月数」をかけてください。
  - ※貸付終了月は、貸付開始月から12か月後までの月を上限とします。

生計を一にする家族の状況										
<u>ふりがな</u> 氏 名	続柄	年齢	勤務先・学校名 (会社名/学校名〈学年〉など必ず記入)							
	申請者 本人									

# ※連帯保証予定者欄は申請者が記入すること。

	ふ	りが	な							携帯	電話	番号		
	氏		名		ļ.	3請者が記入	(押印不要)		_		-			
	生年月日		昭和	•平原	戈	年	月	日	生	(		歳)		
連 住所及び 帯 電話番号			郵便番号(		- )	固	定電話番·		部屋番	- 号)	-	)		
連帯保証予定者	勤	所名	王地	郵便番号(		- )		電話番号		_		_	)	
	務先	名	称											
	)L	業	種					職	種					
本人との関係					·									

#### 備 考

#### 注意事項

- 1 記入漏れがないように必要事項はすべて記入すること(※印の欄は記入不要)
- 2 申請者欄は**自署**によること
- 3 申請者は**印鑑登録の印鑑**を押印すること
- 4 「年」欄は西暦和暦いずれの記入も可。
- 5 書き間違えた場合、二重線で訂正し、その上に訂正印を押印すること。 修正テープの使用は認められません。

## 関係書類

- 1 就業証明書(別記第2号様式)
- 2 個人情報の取扱いについて(同意書)(別記第3号様式)
- 3 生計を同一にする者(世帯員)全員の住民票 ※発行から3か月以内
- 4 連帯保証予定者の所得証明書(収入額・所得額の両方が記載されたもの)※発行から3か月以内 ※源泉徴収票での代用不可
  - ※自営業の方又は給与以外に収入がある方は、所得証明書と併せて確定申告の写し
- 5 申請者の子どもが保育所等に入所が決定したことを確認できる書類
- 6 申請者の子どもの保育料が確認できる書類
- 7 申請者の保育士登録証の写し ※登録証が旧姓のままの場合は戸籍抄本(原本)

#### 貸付対象となる勤務先(下記以外の勤務先は貸付対象となりません)

- 1 児童福祉法第7条に規定する保育所
- 2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
  - (1)教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設
  - (2) 第3の1の(3) に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- 3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」
- 4 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規 定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- 5 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- 6 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項に規定による届出を行ったもの
- 7 子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号) 第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域に おいて特例保育を実施する施設
- 8 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設
- 9 企業主導型保育事業